逆転機

(MGN651Z型)

整備

1式

仕様書

第五管区海上保安本部

#### 一 総 則

#### 1 一 般

- (1) この仕様書は、海上保安庁に所属する特23メートル型巡視艇に搭載する12DM20MTK 主機関用逆転機 (MGN651Z型) 1式及び付属品の整備等について、施工要領を定めたも のである。
- (2) この仕様の施工にあたっては、監督職員の監督を受け、検査職員の検査に合格しなければならない。
- (3) この仕様の施工により逆転機等に生じた汚損、損傷等については受注者が原状に復旧 する。
- (4) この仕様の施工にあたって使用する諸材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料と同等もしくはそれ以上のものを使用する。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針について、特定調達品として定められているものにあっては、同基本方針の「判断の基準」及び「配慮基準」に適合する材料を使用する。

なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあっては監督 職員の指示により処理するものとする。

(5) この仕様の施工にあたっては船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及びその他関係法令に従って実施し、同法により検査の合格証明書又はこれと同等の効力を有する書類を第五管区海上保安本部に提出すること。

なお、この検査の手続きは受注者が行なうこと。

- (6) 受注者は工程表を第五管区海上保安本部へ提出し、承認を受けなければならない。
- (7) この仕様の施工にあたり疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、その指示に従う。
- (8) この仕様の適用対象及び施工時期は、逆転機等の突発故障等の事由により直前通告のうえ施工時期及び整備台数を変更することがある。
- (9) 履行期間

契約日~平成27年10月1日

- (10) 図書及び検査記録等提出期限は、平成27年10月15日とする。
- 2 逆転機の要目、付属品、数量及び重量
  - (1) 減速機 1基

名 称 新潟コンバーター MGN651Z型逆転機

型 式 油圧作動湿式多板式

製造所 新潟コンバーター株式会社

- (2) 付属品 潤滑油冷却器
- (3) 総重量(逆転機及び付属品を含む。重量は1基分を示す。)

1 4 5 0 kg

# 二 整備等

受注者は、巡視艇「あわぎり」の修理請負造船所にて陸揚げされた左舷逆転機 (左:6510725) 1 基を受注者工場へ運搬のうえ、整備、試験(効力試験を含む) 及び塗装するものである。

ただし、運搬の契約は別途とする。

【修理請負造船所】

石田造船㈱

住所:広島県尾道市因島三庄町字宝崎2931番地の4

電話:0845-22-0482

## 1 整備

- (1) 本体、付着品について、外観検査、開放、分解、清掃、点検、受検、組立、調整、復旧する。
- (2) 別紙「交換部品表」の部品を取替える。
- (3) 入力軸・中間軸・出力軸・各歯車の探傷検査を行う。
- (4) 入力軸・中間軸・出力軸、クラッチディスク、歯車の背隙等主要部の計測を行う。
- (5) 圧力スイッチ等の作動確認及び調整を行う。
- (6) 潤滑油冷却器の圧力試験を行う。
- (7) 復旧後、減速機運転試験工場にて同逆転機の効力試験を行い、本体及び付属付が良好に作動することを確認する。

# 2 塗装

外部塗装(マンセル 2.5G7/2)及び諸管の識別塗装(海上保安庁指定様式)を行う。

### 3 図書

次の図書各2部を提出する。

- (1) 交換部品表
- (2) 各部計測記録表
- (3) 試験成績表

# 4 防錆措置

逆転機について、整備後の効力試験(予備検査合格後)に引き続き、次の防錆措置を実施する。

- (1) 逆転機から潤滑油を抜き取る。
- (2) 潤滑油フィルタから潤滑油を抜き取る。
- (3) 潤滑油補給系統の配管を接続する。
- (4) 逆転機に防錆油を充填する。
- (5) 防錆運転を実施する。
- (6) 潤滑油補給系統の配管を取外す。
- (7) 出力軸カップリング等の非塗装部に防錆潤滑油を塗布すること。
- (8) 梱包等
  - イ 開口部等は、ブリキ板、ビニール等で閉塞すること。
  - ロ 逆転機を簡易梱包後脱気材(ダンボールまたは同等品)で覆い、同脱気材をビニールフィルムで止めた後ブルーシートにより床面まで覆い、床面には角材等で同シートを圧着し外気遮断に努めること。

また、内部にはシリカゲル等の防湿材で脱気に努めること。

#### 5 記 録

防錆措置を実施した記録書を作成(検査関係書類に添付)すること。

## 6 その他

- (1) 防錆措置の実施時等に、発錆が認められた場合又は発錆のおそれがある場合は、直ちに監督職員又は船舶技術部職員に連絡すること。
- (2) 防錆措置後の保管等については別途指示する。